

令和7年 決算特別委員会【建設部所管】開催状況

開催年月日 令和7年11月10日（月）

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員

担当部課 建設部建設政策局建設管理課

質問要旨	答弁要旨
<p>一 建設業の働き方改革などについて</p> <p>(一) 公共工事における働き方改革に係る道の取組について</p> <p>建設業を取り巻く環境は、今もいろいろご質疑があつたように、人手不足の深刻化や働き方改革の推進など、大きく変化しています。</p> <p>こうした中、公共工事では、時間外労働の上限規制や週休2日の確保、適正な工期の設定が求められています。</p> <p>これらの課題に対して、道としてどのように取り組んでいるのか、また、必要な経費がどのように請負金額に計上されているのか伺います。</p>	<p>○技術管理担当課長 齋藤 寛朗</p> <p>働き方改革に係る道の取組についてありますが、道では、建設産業における時間外労働の縮減や週休2日の取組を進めるため、発注者として「午後5時以降の打合せを行わない」ことや「月曜日期限の依頼を金曜日に行わない」といった労働環境改善プロジェクトに平成27年度から取り組むとともに、平成30年度からは、週休2日モデル工事の取組を進めてきており、週休2日が概ね達成できたことから、本年10月からは完全週休2日の実現を目指し、諸経費の補正等の見直しを行っているほか、適切な工期設定については、週休2日を前提とし、猛暑日や降雨日などの不稼働日を見込んだ工期としております。</p> <p>また、必要な経費につきましては、完全週休2日を実施した場合には、労務費を1.02倍に補正するほか、建設現場の作業環境を改善するため、熱中症対策や防寒対策に要する費用について、設計変更の対象とするなど、現場における働き方改革の取組が着実に進むよう国の基準に基づき、適切に工事価格へ反映しているところでございます。</p>
<p>(二) 建設技能者の待遇改善における道の取組について</p> <p>道では、技能者の待遇改善を推進するため導入された建設キャリアアップシステムの取組も進めていることと思いますが、現場の事業者の取組実績について伺うとともに、今後、取組推進に向けてどのように対応していく考えか伺います。</p>	<p>○建設業担当局長 荒木 政彦</p> <p>建設キャリアアップシステムについてございますが、道では、端末の導入費用を設計に計上し、施行成績評定での加点を措置する活用モデル工事を令和4年度より、予定価格が1億円以上の一般土木工事を対象に、試行的に実施しており、対象範囲につきましては、5年度には予定価格7千万以上の一般土木工事に広げ、6年度には予定価格5千万円以上の舗装工事を対象に加えたところでございます。</p> <p>直近の取組状況といたしましては、6年度の対象工事437件のうち357件、約8割の工事でシステムが導入されたところでございます。</p> <p>道といたしましては、システムの普及促進に向け、引き続き、受注者に対し導入方法やメリット等について周知に努めますほか、建設業団体などの意見を伺いながら、モデル工事の対象範囲の拡大を検討してまいります。</p>
<p>(三) ダンピング受注対策について</p> <p>令和6年3月より国交省において、地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」の取組が行われ、各地方公共団体における最低制限価格及び低入札価格調査基準の設定状況や実施率などが公表されるほか、取り組みが遅れている市区町村に対しては、個別の働きかけを実施するとされているところです。</p> <p>そこで、道におけるダンピング受注対策の現状について、どのような取り組みを行っているのか伺います。</p> <p>また、道内市町村におけるダンピング受注対策が、全国平均と比べて取り組みが遅れている状況にありますが、この状況をどのようにとらえ、道として今後どのように対応していく考えか伺います。</p>	<p>○建設管理課長 小林 啓司</p> <p>ダンピング受注対策についてありますが、道では、契約内容に適した履行の確保、及びダンピング受注の防止を図るため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入しており、原則として、予定価格が400万円を超える工事及び200万円を超える委託業務に係る競争入札に適用しているところでございます。</p> <p>一部の市町村におきましては、人員不足などにより、最低制限価格制度などの導入が進んでいない状況にありますことから、道では、本年2月から国と連携して、市町村の個別ヒアリングを実施し、それぞれの課題に対して助言等を行ったところであります。引き続き、最低制限価格制度の導入をはじめとする、市町村の入札契約制度の適正化に向けた支援に努めてまいります。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(四) 公共工事の請負契約における障がい者雇用などの推進について</p> <p>北海道では、「障がい者就労支援企業認定制度」を設けており、障がい者の就労支援に積極的に取り組む企業を認証しています。</p> <p>道が発注する建設工事において、総合評価方式の入札の際、この認証により加点評価を受け、実際に受注している企業の数は、過去3年間でどのように推移しているのか伺います。</p> <p>指摘と言うことすれど、原則として、私としては、障がい者雇用の法定雇用率を認めていない企業に対して、公共発注を、厳しい入札、応札状況もありますけれども、するべきでないと考えておりますので、引き続き注目させていただきたい数字だと言うことを指摘させていただきます。</p>	<p>○技術管理担当課長 齋藤 寛朗</p> <p>障がい者雇用の推移についてでありますと、建設管理部発注工事における総合評価落札方式において、「障がい者就労支援企業認定制度」の認証による加点評価を受けた企業のうち、受注に至った企業数については、令和4年度においては、延べ33社、5年度においては、延べ34社、6年度においては、延べ30社となっているところでございます。</p>